

労働者死傷病報告の提供等に係る確認書

基安安発 1031 第 1 号
基安労発 1031 第 1 号
基安化発 1031 第 1 号
開海発 1031 第 1 号
平成 29 年外技監発第 30 号
平成 29 年 10 月 31 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官
認可法人外国人技能実習機構監理団体部長

厚生労働省及び認可法人外国人技能実習機構は、標記について、別紙のとおり確認する。

労働者死傷病報告の提供等に係る確認書

1 趣旨

本確認書は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 90 条第 2 項の規定に基づき認可法人外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が行う要請に対して、同条第 1 項の規定に基づき厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室（以下「参事官室」という。）が、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（以下「安全課」という。）、労働衛生課（以下「衛生課」という。）及び化学物質対策課（以下「対策課」という。）より提供を受けた、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条第 1 項の労働者死傷病報告のデータ（技能実習生が被災労働者であるものに限る。以下「死傷病報告」という。）を機構に提供する場合の、役割分担、手続等を定めるものである。

なお、上記の提供は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条の規定に基づき、提供を受ける法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは、保有個人情報を提供することができることとされていることに基づいており、また、提供に当たっては、厚生労働省情報セキュリティポリシー等に従うものである。

2 役割分担

- (1) 死傷病報告に係る機構と厚生労働省との連絡調整は、参事官室が窓口となって行うものとする。
- (2) 安全課、衛生課及び対策課は、死傷病報告を原則として [REDACTED] 参事官室に提供するものとする。その際は、安全課が取りまとめて提供するものとする。
- (3) 参事官室は、必要と認めた場合に死傷病報告を機構に送付する。
- (4) 機構は、送付された死傷病報告を外国人技能実習機構法人文書管理規則に基づき管理し、提供された死傷病報告に係る個人情報について、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (5) 参事官室は、必要を認めた場合、機構に対して上記（4）により機構が保管している死傷病報告の返還を求めることができる。
- (6) 機構は、上記（4）により保管する死傷病報告を技能実習法第 87 条第 1 号ロに規定する実地検査業務の対象選定のために使用することができる。
- (7) 機構は、死傷病報告に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は上記（6）の目

的以外に用いてはならない。

3 手続き

- (1) 参事官室は、必要を認めた場合に死傷病報告を機構に送付するものとし、その際は、郵便書留その他これと同等以上の確実な方法により送付するものとする。
- (2) 機構は、上記(1)の死傷病報告を受理したときは、遅滞なく送付元に受理した旨連絡するものとする。

4 その他

- (1) 機構は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、機構に対して死傷病報告の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合は、厚生労働省と協議の上、事案の移送等必要な措置を採るものとする。
- (2) 本確認書に規定されていない事項や本確認書の取扱いに関し疑義が生じた場合は、厚生労働省及び機構が協議の上、定めるものとする。
- (3) 本確認書は、平成29年11月1日から適用する。